

蟹江町カニロゴマーク、カニキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蟹江町のシンボルとして町民に広く愛され、蟹江町の魅力を内外にアピールするため、カニロゴマーク、カニキャラクターの使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(カニロゴマーク、カニキャラクターの定義)

第2条 この要綱において、カニロゴマークとは、蟹江町制100年記念事業に際し公募したシンボルマークをもとに作成したもの（別図1、別図2）とし、カニキャラクターとは、蟹江町民憲章の啓発のため作成したカニキャラクターとそこから派生したカニキャラクター（別図3）とする。

(使用の許可)

第3条 カニロゴマーク、カニキャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ蟹江町のカニロゴマーク、カニキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、次の各号に掲げる条件を付して蟹江町のカニロゴマーク、カニキャラクター使用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) カニロゴマーク、カニキャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し商標登録を行うことはできない。
- (2) 使用者は、申請した目的以外には使用することはできない。
- (3) カニロゴマーク、カニキャラクターを町に無断で第三者等に使用又は譲渡することはできない。
- (4) カニロゴマーク、カニキャラクターを町に無断で加工又は変形することはできない。
- (5) カニロゴマーク、カニキャラクターの使用に当たっては、「かに丸くん 蟹江町許可No. 」又は「カニキャラ 蟹江町許可No. 」をその商品、包装等に明示すること。

(使用の不許可)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カニロゴマーク、カニキャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 蟹江町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) カニロゴマーク、カニキャラクターの作成の趣旨に反するおそれがあるとき。

- (4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
 - (5) その他町長が不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定により、使用許可をしない場合は、蟹江町のカニロゴマーク、カニキャラクター使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 使用者が申請内容等を変更する場合は、前2条の規定を準用する。

(使用許可の取消し)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、カニロゴマーク、カニキャラクターの使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第7条 前条の使用許可の取消しにより使用者に損害が生じても町は賠償責任を負わないが、使用者の行った行為により、町に損害が生じた場合、使用者は町に対しその損害を賠償するものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。